



内閣府

～美ら島の未来を拓く～沖縄総合事務局
定例記者会見（7月）

平成29年7月20日（木）14：00～
沖縄総合事務局6階「特別会議室」

【発表事項】

1. 平成28年度「食料・農業・農村白書」「食育白書」「森林・林業白書」「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会の開催について
2. 収入保険制度等についての地域ブロック別説明会の開催及び参加者の募集について
3. 農泊シンポジウムの開催について

出席者 沖縄総合事務局

局長
次長
総務部長
農林水産部長

能登 靖
菊地 春海
後藤 一也
遠藤 順也



平成29年7月20日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

平成28年度「食料・農業・農村白書」「食育白書」「森林・林業白書」「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会の開催について

食料・農業・農村、食育、森林・林業及び水産に関する平成28年度の動向等を取りまとめた「食料・農業・農村白書」、「食育白書」、「森林・林業白書」及び「水産白書」が本年5月及び6月に閣議決定され、広く一般に公表されました。

農林水産省では、農林水産業の動向、農山漁村における新たな取組等について、国民の皆様の理解をより深めていただくために、広く一般の方々を対象に、これら白書の説明会を全国のブロック単位で開催しているところです。

沖縄地域においても、実際に白書を執筆した農林水産省担当官による説明会を下記の日程で開催いたします。

我が国の農林水産業の動向を深く知ることができる機会ですので、皆様方の積極的な御参加をお待ちしております。

記

- 1 日 時 平成29年7月21日（金）13：00～16：40
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館2階大会議室
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
- 3 主 催 農林水産省、内閣府沖縄総合事務局
- 4 内 容
 - (1) 「食料・農業・農村白書」について（予定 13:10～13:55）
 - (2) 「食育白書」について（予定 14:05～14:50）
 - (3) 「森林・林業白書」について（予定 15:00～15:45）
 - (4) 「水産白書」について（予定 15:55～16:40）
- 5 申込み 別紙参加申込書に必要事項を御記入の上、FAXにて御送付ください。
なお、各白書定員（約90名）になり次第締め切らせていただきます。
- 6 その他の説明 各白書の説明はそれぞれ独立した時間設定となっており、一つの白書の部分だけの参加も可能です。

〔お問合せ及び申込先〕

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
沖縄総合事務局 農林水産部 農政課
(担当) 吉田、大城
電話 098-866-1627
FAX 098-860-1395

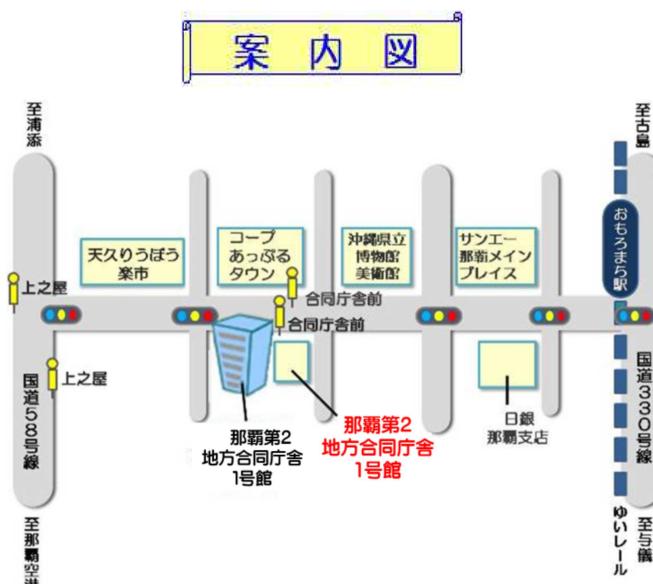
平成28年度「食料・農業・農村白書」「食育白書」「森林・林業白書」「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会 参加申込書（FAX申込用）

沖縄総合事務局 農政課 098-860-1395 行き

| | | | |
|---------------|----------------------|-------|----------|
| フリガナ お名前 | 所属・役職 (団体名等) | | |
| ご連絡先 | 〒 TEL () FAX () | | |
| 参加希望に ○を記入 | ①食料・農業・農村白書 | ②食育白書 | ③森林・林業白書 |
| フリガナ お名前 | 所属・役職 (団体名等) | | |
| ご連絡先 | 〒 TEL () FAX () | | |
| 参加希望に ○を記入 | ①食料・農業・農村白書 | ②食育白書 | ③森林・林業白書 |
| フリガナ お名前 | 所属・役職 (団体名等) | | |
| ご連絡先 | 〒 TEL () FAX () | | |
| 参加希望に ○を記入 | ①食料・農業・農村白書 | ②食育白書 | ③森林・林業白書 |

(注 意)

- 白書ごとに参加人数を把握するために、参加を希望する白書に○で印をつけて下さい。複数希望される場合は、該当する複数の白書に印を付けてください。
- 参加申込みは先着順に受け付けますが、定員（約90名）を超過した場合は参加をお断りする場合があることを予め御了承ください。
- 定員超過等の場合に当方からの連絡に使用いたしますので、連絡先は必ず御記入下さい。



収入保険制度等についての地域ブロック別説明会の開催及び参加者の募集について

農林水産省は、平成 29 年 7 月 12 日（水曜日）から、全国 10 か所にて、収入保険制度等についての地域ブロック別説明会を開催します。

なお、沖縄ブロック説明会は、平成 29 年 7 月 28 日（金曜日）に、那覇第 2 地方合同庁舎において開催されます。

本説明会は公開です。ただし、カメラ撮影は冒頭のみ可能です。

1. 概要

平成 29 年 6 月 16 日に、農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度の導入等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。

農林水産省は、収入保険制度の内容等について、農業者を中心に、関係団体などの関係者に広く周知することを目的として、地域ブロック別説明会を開催いたします。

2. 開催日時及び場所

日 時：平成 29 年 7 月 28 日（金）14 時 00 分～

会 場：那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 2 階 大会議室

所在地：沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

参加可能人数：定員約 100 名

※ 希望者が定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。

※ 所要時間は 2 ~ 3 時間程度を予定しています。

3. 内容

(1) 収入保険制度について

(2) 農業災害補償制度の見直しについて

4. 参加申込方法

<FAXによる申込み>

別紙参加申込書に記入の上、以下の宛先へ御送付ください。

FAX 送付先：沖縄総合事務局農林水産部経営課 池田、亀谷 宛て

FAX 番号：098-860-1179

<インターネットによる申込み>

下記の農林水産省リンク先からもお申込みできます。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/hoken/170628_10.html

<締切り>

平成 29 年 7 月 24 日（月）まで

5. 留意事項

御参加いただける方は、当日、1 号館 2 階受付にて必要事項を御記入の上、会議室に入室をお願いします。また、参加に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守れない場合は、参加を御遠慮いただくことがあります。

- (ア) 当局職員の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (イ) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (ウ) 参加中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・ 説明者及び参加者の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 参加中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く。）
 - ・ 報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、その他議案に関連のない雑誌類の読書
 - ・ 食事及び喫煙
- (エ) 銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。
- (オ) その他事務局職員の指示に従うこと。

なお、参加申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。
- (カ) 報道関係者で取材を希望される方につきましても、資料準備の関係から上記の「4. 参加申込方法」に従いお申し込みください。その際、報道関係者である旨を必ず明記してください。当日は、受付においても報道関係者である旨御明示くださいますようお願ひいたします。

6. 参考

農林水産省発表の資料等につきましては、以下の掲載先（URL）を御参照ください。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/hoken/170628.html>

| |
|---|
| <p>【問合せ先】 沖縄総合事務局農林水産部経営課 担当者：池田、亀谷 TEL：098-866-1628 FAX：098-860-1179</p> |
|---|

収入保険制度等についての地域ブロック別説明会 参加申込書

【申込先】 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
(担当)池田、亀谷 宛て

FAX: 098-860-1179

TEL: 098-866-1628

申込日: 平成 年 月 日

【締切り】平成29年7月24日(月)

以下のとおり当説明会への参加を申し込みます。

| | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 事業者名 ※個人の場合は代表者名 | |
| 企業・団体等の種別 ※いずれかに○をお願いします。 | ・農業者 ・農業関係団体 ・行政 ・その他 |
| 電話番号 | |

| 参加者 | |
|-----|----|
| 氏名 | 役職 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

案内図



I 収入保険制度の基本的考え方

現行農業共済制度の問題点等

- 自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限定されており、農業経営全体をカバーしていない
- 加入単位も品目ごとになっており、農業経営全体を一括してカバーできない
- 耕地ごとの損害査定を基本

収入保険制度

農業経営全体を対象としたセーフティーネット

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度

- ・ 原則として全ての農業経営品目を対象
- ・ 価格低下も含めた収入減少を補填
- ・ 農業経営全体として加入

収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を促進

他方、農業の成長産業化を図るために、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要

収入保険制度の導入について（概要）

- 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組みを取りまとめました。
- 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。
- 収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、平成31年産からとなります。

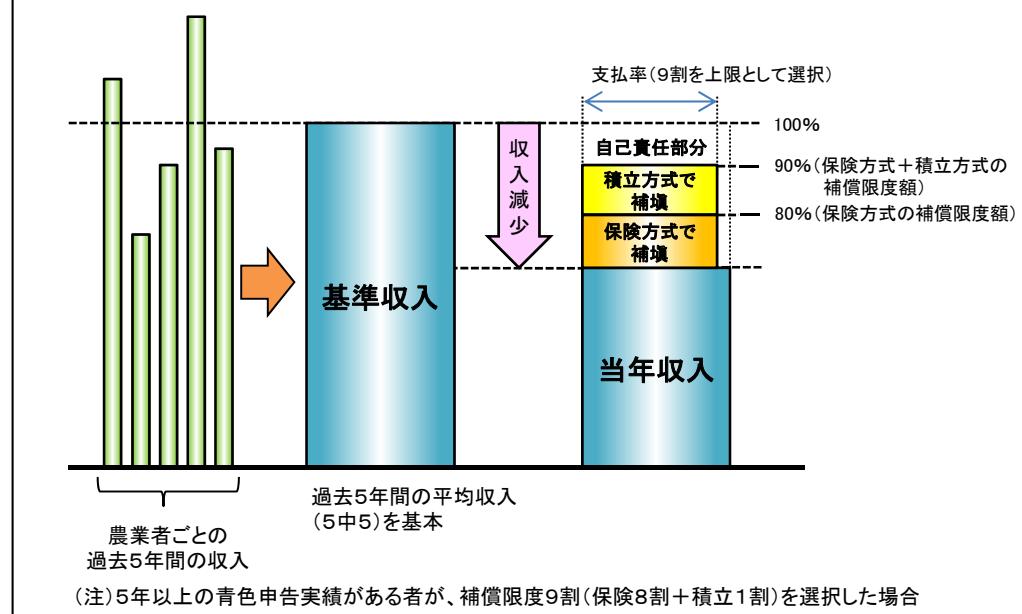
＜収入保険制度の具体的な仕組み＞

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、危険段階別に設定します。
※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

＜収入保険制度の補填方式＞



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割+積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

| 農業者が用意すべきお金 | 補填金額 | | | |
|---|-------------------|-------|------|-------------|
| 保険料は、7.2万円 (掛捨て) 積立金は、22.5万円 (掛捨てではない) | 収入減少の程度 (当年収入) | | | |
| 合計 29.7万円 | 補填金の合計 | | | |
| | 保険方式 (保険金) | | | |
| | 積立方式 (特約補填金) | | | |
| 20% (800万円) | 90万円 | 0万円 | 90万円 | 890万円 (89%) |
| 30% (700万円) | 180万円 | 90万円 | 90万円 | 880万円 (88%) |
| 50% (500万円) | 360万円 | 270万円 | 90万円 | 860万円 (86%) |
| 100% (0万円) | 810万円 | 720万円 | 90万円 | 810万円 (81%) |



平成29年7月20日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

農泊シンポジウムの開催について

農林水産省及び沖縄総合事務局では、農山漁村の所得向上を実現するための重要な柱として、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ、農山漁村滞在型旅行である「農泊」を推進しています。

この度、農泊の取組を広く普及し、農山漁村地域における農泊の取組の促進と機運の醸成を目的として農泊シンポジウムを開催いたします。

民泊事業者、観光関係者、地方自治体、報道関係者等幅広い御参加をお待ちしております。

1. 日 時 平成29年8月9日（水） 13：30～16：30

2. 場 所 名護市民会館 中ホール
(沖縄県名護市港2丁目1番1号)

3. 内 容 (1) 政策情報

農泊の今後の施策展開等について

(2) 基調講演

農泊事業の展開と地方創生

【講師】一般社団法人ノオト 金野 幸雄 氏

(3) 情報提供

ジビエの取組等について

(4) パネルディスカッション

農泊ビジネスへの新しい視点

【パネリスト】

一般社団法人ノオト 金野 幸雄 氏

株式会社百戦錬磨 上山 康博 氏

農業生産法人株式会社あいあいファーム 加力 謙一 氏

4. 参加申込

添付資料を御確認いただき、2ページ目の「参加申込書」に必要事項を御記入の上、
平成29年8月2日(水)までに専用WEBサイト又はFAXのいずれかで運営事務局に
お申し込みください。

【お問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部

農村振興課農村活性化推進室

担当者：神里、佐久川、甲斐

TEL：098-866-1652 FAX：098-860-1194

農泊シンポジウム

農山漁村の明日を見つけよう!
新たなビジネスのかたち

2017年

8月9日(水)

13:30~16:30 (開場 12:30)

会場 名護市民会館 中ホール

定員 150名 (先着順)

※ご参加の際は名刺を2枚ご用意ください。

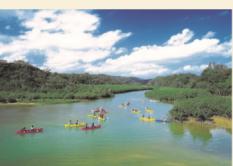
※出演者などを含め、内容は予告なく
変更する場合がございます。

参加費
無料

ご挨拶

農林水産省及び沖縄総合事務局では、農山漁村の所得向上を実現するため重要な柱として、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ、農山漁村滞在型旅行である「農泊」を推進しています。

この農泊の取り組みを広く普及し、農山漁村地域における農泊の取り組みの促進と機運の醸成を目的として農泊シンポジウムを開催します。



沖縄ブロツク

基調講演講師・パネリスト

農泊事業の展開と地方創生

一般社団法人ノオト

代表理事 金野 幸雄氏



パネリスト

上山 康博氏 (株式会社百戦錬磨 代表取締役社長) ※

パネリスト

加力 謙一氏 (農業生産法人株式会社あいあいファーム 経営企画室長) ※

コーディネーター

齋藤 充利 (株式会社農協観光 執行役員営業企画部長)

※ パネルディスカッション内で先進事例の紹介

- シンポジウムの内容に関するお問合せ先：運営事務局 (一社)全国農協観光協会まで
地域交流支援課 担当：谷口・安田・鈴木 電話：03-5297-0323 (平日 9:00 ~ 17:30)
E-mail : zennoukan@i-znk.jp

※このシンポジウムは、農林水産省「農山漁村振興交付金」を活用して開催いたします。

上記写真の一部は名護市役所よりご提供いただきました。



主催
農林水産省/
沖縄総合事務局

沖縄農泊シンポジウム

~農泊ビジネスへの新しい視点~



プロフィール

きんの ゆきお
金野 幸雄氏 (基調講演講師・パネリスト)

兵庫県職員、篠山市副市長を務める。専門は国土計画、景観政策、官民連携など。2009年ノオトを設立して、古民家等の歴史的建築物を活用した地域再生事業をスタート。「古民家の宿・集落丸山」「篠山城下町ホテルNIPPONIA」など分散型のエリア開発事業を実現し、現在は全国の集落再生、歴史地区再生を支援している。



かみやま やすひろ
上山 康博氏 (パネリスト)

KLab(株)取締役事業本部長を経て、2007年楽天トラベル(株)執行役員に就任。ITを活用した数々の新規サービスを立ち上げ後、同社を退職。2012年(株)百戦錬磨を設立し、同社代表取締役社長に就任。公認民泊のみを取り扱う民泊掲載/予約総合サイトSTAY JAPANをはじめとして、ICTを活用した需要創造型の新たなサービスを切り開く。



かりき けんいち
加力 謙一氏 (パネリスト)

広告代理店で泡盛のマーケティングに携わるとともに、沖縄県のインターネット黎明期にホームページを活用したプロモーションで数々の賞を受賞。その後、農業生産法人(株)あいあいファームにて廃校を利用した本格的な教育ファーム作りに参画。食農体験シニアソムリエ、6次産業化ボランタリープランナーとして、同社経営企画室長を務める。



さいとう みつとし
齋藤 充利 (コーディネーター)

1981年(株)農協観光に入社、福島支店長、東北販売センター長、旅行事業副本部長、中期ビジョン統括部長、事業開発室長を歴任し、2016年より営業企画部長に就任。JAをはじめとした都市農村交流事業の推進に取り組んでいる。



プログラム

12:30 開場

13:30 開会挨拶

■施策情報

農泊の今後の施策展開等について

■基調講演

農泊事業の展開と地方創生

■情報提供

ジビエの取組等について

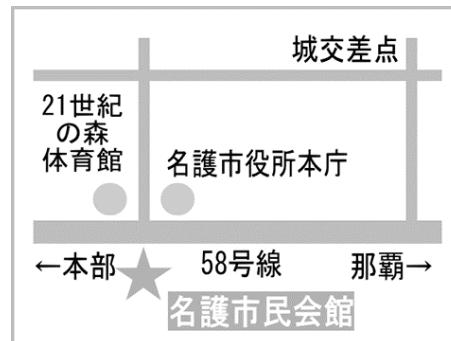
■パネルディスカッション

農泊ビジネスへの新しい視点

16:30 閉会

※出演者を含め上記の内容は予告なく変更する場合がございます。

アクセス



●交通のご案内

- 一般道の場合：那覇空港から国道58号線を北上して約2時間15分
- 高速道路の場合：那覇空港から那覇インターチェンジへ入り高速道路を北上して約1時間30分

沖縄農泊シンポジウム 参加申込書（参加費無料）

下記申込書に必要事項をご記入の上、専用WEBサイト又はFAXのいずれかでお申し込みください。

※電話およびE-mailでのお申し込みは、ご遠慮ください。

申込締切：8月2日(水)

当日は名刺を2枚ご用意ください。

| | | |
|-------------|------|------|
| フリガナ | 都道府県 | 市区町村 |
| 氏名 | | |
| 職業（会社名）・学校名 | | |
| TEL | FAX | |
| E-mail | | |

※ご提供いただいた個人情報については、法令で定める場合を除き、収集の目的を超えての利用や提供は一切行いません。
※ご参加の際は名刺を2枚ご用意ください。

※主催者又は運営事務局より農泊関連の情報をお送りさせていただく場合がございます。
(不要な場合は、恐れ入りますが事前にお申し出いただけます)

お申込み先 運営事務局<(株)農協観光(Nツアーコールセンター)>

FAX: 0986-21-4175 WEBサイト URL: ntour.jp/symposium

電話：0570-076-888 (平日 9:00~19:00、土日祝 10:00~18:00)



農泊の推進について

平成29年2月
沖縄総合事務局農林水産部

農泊とは

目的 何を目指すのか！？

- ・農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）
- ・農家民宿だけではなく、古民家を活用した宿泊施設など、旅行者のニーズにあった多様な宿泊手段により農山漁村に滞在し魅力を味わってもらうこと

農山漁村の所得向上を実現する上で重要な柱として農泊を位置づけ、インバウンドを含む観光客を農山漁村にも呼び込み、活性化を図ることが重要

地域一丸となって、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を整備

地域の合意形成が図られている 法人格、専属職員を有する組織が存在している 農山漁村地域の魅力向上・マーケティングの取組



ポイント どう変わる(変える)のか！？

| | | 従来は | 今後は |
|-------------|---------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 地 域 の 目 標 | 「生きがいづくり」に重点 | <input checked="" type="checkbox"/> | 持続可能な産業へ |
| 資 金 | 公費依存 | <input checked="" type="checkbox"/> | 自立的な運営 |
| 体 制 | 任意協議会(責任が不明確) | <input checked="" type="checkbox"/> | 法人格を持った推進組織(責任の明確化) |
| 受 入 組 織 機 能 | 農家への宿泊の斡旋が中心 | <input checked="" type="checkbox"/> | マーケティングに基づく多様なプログラム開発・販売・プロモーション・営業活動 |

支援策 これまでと何が違うのか！？

ソフト（都市農村交流対策）、ハード（農山漁村活性化整備対策）それぞれの手続きでの支援を、「農泊推進対策」を新設し、意欲ある地域を対象にソフト・ハード対策を一体的に重点支援

| 項 目 | 従来の対策 | | 新たな対策 |
|------|---------------|--|--|
| 支援対象 | ソフト | ①多様な主体が参画した協議会 | ①農泊の中核を担う法人または法人になる見込みがある団体を含む、多様な主体が参画する協議会 ②農泊の中核を担う法人 |
| | ハード | ・地方公共団体が活性化計画に位置付けた上で ①地方公共団体 ②法人(地方公共団体が一部負担)を対象として支援 | ①地方公共団体 ②農泊の中核を担う法人を支援 ※活性化計画での位置づけは不要 ※地方公共団体の負担なしでも可能 |
| 支援策 | ・ハードとソフトは別の対策 | | ・ハード・ソフトを一体的に実施(地域が必要に応じて選択) |

農泊の取組による将来展望

農泊取組前

このままでは…



農泊取組後

取組の結果



「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

現行

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
7. 林業の成長産業化
8. 水産日本の復活
9. 東日本大震災からの復旧・復興

改訂後

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
(輸出戦略について追加)
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
- 6. 更なる農業の競争力強化のための改革**
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
(農泊について追加)
8. 林業の成長産業化
(CLTについて追加)
9. 水産日本の復活
10. 東日本大震災からの復旧・復興

農林水産業の輸出力強化戦略

- 1兆円目標の1年前倒し

農林水産物輸出インフラ整備プログラム

—強化戦略の実践のためのプログラム

- ハード面・ソフト面のインフラ整備

農業競争力強化プログラム

- 生産資材価格形成の仕組みの見直し
- 流通・加工の業界構造の確立
- 生乳流通改革

等13項目

各省庁横断的に取り組む事項

- 農泊
- CLT

それぞれ別紙としてプランに添付

農泊農林水産業・地域の活力創造プラン(抜粋)

平成28年11月29日改訂
農林水産業・地域の活力創造本部

○Ⅲ 政策の展開方向

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

- 農泊をビジネスとして実施できる地域の創出に<目標>
- 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
- 持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設
<展開する施策>
 - ① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
 - ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
 - ③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
 - ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
 - ⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
 - ⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
 - ⑦ 鳥獣被害対策の推進